

四街道市第11回農業委員会議事録

令和7年2月10日(月)

第11回農業委員会総会会議次第

日時： 令和7年 2月10日
午後 2時

場所： 福祉センター3階 会議室1

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名

15番 三石 浩 委員

1番 梅澤 久史 委員

3. 議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について

議案第3号 令和6年度第10次農用地利用集積計画（案）の決定について

協議報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について

協議報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について

協議報告第3号 農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について

協議報告第4号 相続税の納税猶予に係る農業経営の継続証明について

協議報告第5号 農地転用許可後の工事進捗状況報告について

4. そ の 他

5. 閉 会

出席委員（14名）議席順

| | |
|----------|----------|
| 1番 梅澤久史 | 2番 江原清 |
| 3番 佐藤由美子 | 5番 林田静治 |
| 6番 井岡信夫 | 7番 小金井貞夫 |
| 8番 細野裕樹 | 9番 勝山高治 |
| 10番 石川博行 | 11番 佐藤慎一 |
| 12番 中村礼奈 | 13番 溝口貴久 |
| 14番 橋本豊 | 15番 三石浩 |

欠席委員（なし）

会議に出席した事務局職員の職・氏名

| | |
|------|-------|
| 局長補佐 | 菅原 英明 |
| 主任主事 | 酒井 哲也 |

令和6年度第11回 定例農業委員会総会議事録

日時：令和7年2月10日（月）

午後 2時00分より

場所：福祉センター3階 会議室1

1. 開 会

○議 長（江原会長） 令和6年度第11回定例農業委員会総会を開会いたします。

2. 定数の確認と議事録署名委員の指名

○議 長

本日の出席委員は14名ですので、会議規則第9条の規定により過半数を超えておりますので、会議は成立することをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員は、15番三石委員、1番梅澤委員をお願いいたします。

本日は傍聴者がおりませんことをご報告いたします。

3. 議 事

○議 長 はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について」の整理番号1項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 1ページをお開きください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について、整理番号1項についてご説明いたします。

譲受人は亀崎に居住しており、贈与により畑320平方メートルの所有権を移転するという申請です。

譲受人は、農作業歴40年で、トラクターと耕運機を所有しております。今回の申請地では、落花生を2人で耕作するということです。

位置につきましては、17ページ及び18ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議 長 議案第1号整理番号1項につきまして、去る2月3日に第2班による事前調査会が行われております。

副班長の佐藤由美子委員に説明をお願いします。

○佐藤由美子委員 3番佐藤です。2月3日に事前調査会を行いました。内容につきましては、

事務局の説明のとおりです。譲受人は所有農地のすべて、効率利用要件及び農作業従事要件等が妥当のため、第2班としましては、許可相当と判断いたしました。
詳細につきましては、地区担当委員よりお願いします。

○議 長 地区担当の林田委員に説明をお願いします。

○林田委員 5番林田です。事務局および班長の説明のとおりです。譲受人と譲渡人とは親戚関係に当たります。

○議 長 議案第1号整理番号1項につきまして、事務局及び副班長、地区担当委員から説明がありました。

質問はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

○議 長 議案第1号整理番号1項につきまして、許可として、賛成される方の挙手を求めます。

(全員賛成)

○議 長 全員賛成ですので、議案第1号整理番号1項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第1号の整理番号2項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 続きまして、整理番号2項についてご説明いたします。

譲受人は吉岡に居住しており、売買により畑105平方メートルの所有権を移転するという申請です。

譲受人は、農作業歴50年で、トラクター、耕運機と草刈り機を所有しております。今回の申請地では、ブルーベリーを耕作するということです。

位置につきましては、19ページ及び20ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議 長 議案第1号整理番号2項につきまして、去る2月3日に第2班による事前調査会が行われております。

副班長の佐藤由美子委員に説明をお願いします。

○佐藤由美子委員 3番佐藤です。2月3日に事前調査会を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。譲受人は、所有農地のすべて効率利用要件及び農作業従事要件等が妥当のため、第2班としては許可相当と判断しました。詳細につきましては地区担当委員よりお願いします。

○議 長 地区担当の勝山委員に説明をお願いします。

○勝山委員 9番勝山です。本件は、今まで宅地として使用していた一部にあった農地を譲り渡すものです。問題はないと思います。

○議 長 議案第1号整理番号2項につきまして、事務局及び副班長、地区担当委員から説明がありました。

質問はございますか。

○議 長 細野委員。

○細野委員 8番細野です。屋敷の中に畑があるという事だが、もう少し分かりやすく説明していただいてもよいでしょうか。

○勝山委員 9番勝山です。長年宅地として使用していた一部に、畑地があったということです。

○議 長 他に質問がございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

○議 長 議案第1号整理番号2項につきまして、許可相当として賛成される方の挙手を求めます。

(全員賛成)

○議 長 全員賛成ですので、議案第1号整理番号2項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について」の整理番号1項から2項は関連がありますので、一括議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 2ページをお開きください。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について、整理番号1項および2項は関連がありますので一括でご説明いたします。

申請地は、大日の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されるところです。

申請人は、塗装工事および外構工事を主とする土木業を営んでいます。業務の拡大に伴い近接地の車両・資材置場が手狭になり、新たに車両・資材置場が必要となりました。

540平方メートルの畑に車両・資材置場を整備するものです。

また、申請地の接道は狭く同時に道路拡幅及び進入路の整備も行います。

申請地は碎石敷きします。周囲の内側をマウンドアップし安全鋼板を設置し、土砂の流出等を防ぎます。

用水は使用せず、雨水は事業地内で自然浸透させます。

資金につきましては、全額自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しております。他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。

位置につきましては21ページ及び22ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議長 議案第2号整理番号1項から2項につきまして、去る2月3日に第2班による事前調査会が行われております。

副班長の佐藤由美子委員に説明をお願いします。

○佐藤由美子委員 3番佐藤です。2月3日に事前調査会を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。事業計画、土地利用計画等が妥当であり、周辺農地に対する被害防除等に務めているため、第2班としては許可相当と判断しました。詳細につきましては、地区担当委員よりお願いします。

○議長 続いて、地区担当の溝口委員に説明をお願いします。

○溝口委員 13番溝口です。事務局および班長から説明のとおりです。なんら問題はないと思います。

○議長 議案第2号整理番号1項から2項につきまして、事務局及び副班長、地区担当委員から説明がありました。

質問はございますか。

(質問・意見なし)

○議長 質問が無いようですので、採決を行います。

○議長 議案第2号整理番号1項から2項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成される方の挙手を求めます。

(全員賛成)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号整理番号1項から2項につきましては、可決いたします。

○議長 次に、議案第3号「令和6年度第10次農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 3ページをお開きください。

議案第3号 令和6年度第10次農用地利用集積計画(案)の決定について、四街道市長より、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定を求められたものです。

4ページから8ページになります。第10次農用地利用集積計画(案)です。今回は、更新1件、新規11件となります。また、借受者は、2人です。

番号1につきましては、吉岡の畑9筆で更新、利用権は賃借権、終期は令和10年2月29日となります。

番号2につきましては、山梨の田3筆で新規、利用権は賃借権、終期は令和17年2月28日となります。

5ページをお開きください。

番号3につきましては、山梨の田4筆で新規、利用権は賃借権、終期は令和17年2月28日となります。

番号4につきましては、山梨の田1筆で新規、利用権は賃借権、終期は令和17年2月28日となります。

番号5につきましては、山梨の田3筆で新規、利用権は賃借権、終期は令和17年2月28日となります。

6ページをお開きください。

番号6につきましては、山梨の田5筆で新規、利用権は賃借権、終期は令和17年2月28日となります。

番号7につきましては、山梨の田8筆で新規、利用権は賃借権、終期は令和17年2月28日となります。

7ページをお開きください。

番号8につきましては、山梨の田1筆で新規、利用権は賃借権、終期は令和17年2月28日となります。

日となります。

番号9につきましては、山梨の田2筆で新規、利用権は賃借権、終期は令和17年2月28日となります。

番号10につきましては、山梨の田3筆で新規、利用権は賃借権、終期は令和17年2月28日となります。

8ページをお開きください。

番号11につきましては、山梨の田4筆で新規、利用権は賃借権、終期は令和17年2月28日となります。

番号12につきましては、山梨の田2筆で新規、利用権は賃借権、終期は令和17年2月28日となります。

9ページは、利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議 長 議案第3号につきまして、事務局から説明がありました。
質問等はございますか。

○議 長 勝山委員。

○勝山委員 9番勝山です。松山下というのはどの辺でしょうか。

○橋本委員 14番橋本です。クリーンセンターの辺りです。

○議 長 石川委員

○石川委員 10番石川です。集積計画(案)は問題ありません。新規の案件については、どのような経緯でまとめたものなのか。また、その中に耕作放棄地はありましたか。

○橋本委員 14番橋本です。この中に耕作放棄地はありません。新規案件は、いずれも自らの就農が難しくなったため、賃借による営農を個々に依頼した結果だと思えます。

○議 長 他に質問はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

○議 長 議案第3号につきまして、賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第3号につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、協議報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」

事務局の説明をお願いします。

○事務局 10ページをお開きください。

協議報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告いたします。

整理番号1項から3項の3件です。市街化区域内の農地の所有権を有する者が自ら農地を、共同住宅および専用住宅に転用する届出です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議 長 次に、協議報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 11ページをお開きください。

協議報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告いたします。

整理番号1項から6項の6件です。市街化区域内の農地の所有権を有する者以外の者が、所有権の移転により、公衆道路および専用住宅に転用する届出です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議 長 次に、協議報告第3号「農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 14ページをお開きください。

協議報告第3号 農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について、工事完了報告書の提出がありましたのでご報告いたします。

整理番号1項の車両置場につきましては、1月29日に農業委員と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了しておりました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議長** 次に、協議報告第4号「相続税の納税猶予に係る農業経営の継続証明について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 15ページをお開きください。

協議報告第4号 相続税の納税猶予に係る農業経営の継続証明について、相続者から相続税の納税猶予の適用を受けている農地等に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明書の交付願いがありましたので、現地調査を行い証明書を発行いたしました。

整理番号1の和良比の畑4筆の12,063平方メートルにつきましては、1月8日に農業委員と事務局で現地調査を行い、自ら農地として利用していることを確認いたしました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議長** 次に、協議報告第5号「農地転用許可後の工事進捗状況報告について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 16ページをお開きください。

協議報告第5号 農地転用許可後の工事進捗状況報告について、整理番号1項の資材置場及び駐車場について、3月31日の完了を目途に進捗しております。

整理番号2項の貸中古車両置場について、2月中の完了を目途に進捗しております。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議長** 協議報告第1号から第5号について、事務局から説明がありました。

質問はございますか。

(質問・意見なし)

○**議長** 質問が無いようですので、協議報告第1号から第5号は、終了いたします。

○**議長** 以上で、本日の議案及び協議報告については、終了いたします。

4. その他

○**議長** 次に、その他に入ります。

委員から何かございますか。

○**林田委員** 林田委員より、毎年「経営改善推進会議」において、県が設定する標準耕作料金を参考に独自に単価を決定していたが、今後は県が設定した「標準耕作料金表」をそのまま利用したいとの提案がありました承された。

○**議 長** 事務局から何かありますか。

○**事務局** 事務局から「来年度の農業委員等の選考結果」「遊休農地の利用意向調査への対応依頼」「臨時総会のため4月1日のスケジュール確保」「次回総会時での写真撮影」等について周知された。

○**議 長** 次に、会議次第の裏面をご覧ください。

3月の開催予定については、事前調査会が3月4日の火曜日に、第3班の委員にお願いいたします。場所は新庁舎4階会議室です。

また、総会は3月11日の火曜日の午後2時から、場所は福祉センター3階会議室1です。

農地相談日は3月4日を予定しておりますので、担当委員は、事務局から連絡がありましたらお願いします。

5. 閉 会

○**議 長** 以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので、会議を閉会します。

終了 午後2時34分

令和7年2月10日

農業委員会長

議事録署名委員

15番

1番